

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL・FAX 052-883-6966 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

秋の健康学校 参加の呼びかけ

主催：愛労連・愛知健康センター

実りの秋、さわやかな秋ですが、働く人々のいのちと健康をめぐる状況はますます厳しさを増しています。心身の病気に悩む人は増え、自殺者は6年連続して3万人を超え、大きな社会問題となっています。

「健康と疲労」をテーマに、2004秋の健康学校を下記のように企画しました。みなさんの積極的な参加をお待ちしています。

A講座 11月10日(水)

講師：城 憲秀 氏(名市大大学院医学部助教授・健康科学など)

「過重労働と疲労・自殺とその背景を考える」

B講座 11月17日(水)

講師：佐々木 昭三氏(全国センター事務局次長)

「最近の労働環境の激変と健康破壊、現状と対策」

C講座 11月25日(木)(曜日注意)

講師：田渕 哲雄氏(名南病院院長)

「聴診器から見える老化・心臓病―その対策」

D講座 12月 1日(水)

講師：岩井 羊一(南部法律事務所・弁護士)

「メンタルヘルスに関わる最近の判例と認定基準の問題点」

時 間：各講座18:30～20:45

会 場：労働会館本館2階会議室(金山駅から、名鉄本線に沿って、南へ徒歩約10分)

参加費：1回500円 4回 2000円(定員50名)

申込先：愛知健康センター TEL&FAX 052-883-6966

愛 労 連 052-871-5418

なるべく、事前に申し込んで下さい。

スギヤマ薬品
薬 剤 師
過 労 死 事 件

杉山過労死、 労災認定される!!

息子、貴紀を信じて！

申請者 杉山 正章・ふじ江

2001年(平成13年)6月7日、私共夫婦は今までの平凡な日々が一瞬にして暗黒の世界に突き落とされました。

次男、貴紀が突然死してしまいました。名古屋のドラッグ・ストア「スギヤマ薬品」に薬剤師として就職し、わずか1年2ヶ月後の事です。手には当日注文する品名、数量をマジックでメモ書きしてありました。それをもう二度と注文する事は出来ませんでした。あれから、1224日、「息子は会社に殺された!」と確信しました。

死亡診断書には、嘔吐物誤飲による窒息死とありましたが、24歳の若さで、しかもわずかの間に、体重が10kg以上も痩せた姿を見ると、仕事の原因とか考えられず、ただひたすらに息子を信じて…。弁護士の先生方や愛知・静岡の両健康センターのお力添えを頂きながら……。

平成16年10月15日、豊田労働基準監督署から、「貴紀君の死は仕事の原因と承認されました。」との連絡を頂いたとき、夫婦二人で感泣致しました。1224日の間、色々な方に大変お世話になり、心から御礼申し上げます。

ただ、これで終了したわけではありません。いまだ以上に指導、ご協力をお願い致します。ありがとうございます。

杉山 貴紀 労災認定おめでとう

名古屋過労死家族の会



名古屋過労死家族の会にて(10月16日)

杉山労災認定闘争を闘って

愛知センター事務局員 近森 泰彦

「豊田監督署から今日連絡がありました。認定されました。」

10月15日午後、杉山さんから電話が入りました。よくぞ押し込めたものだ、一瞬こんな思いが脳裏をかすめました。

杉山さんご夫妻が、愛知健康センターに私を尋ねてこられたのは2002年（平成14年）7月でした。「証拠がないから難しいと弁護士に言われたが、息子のことを考えると悔しくて夜も眠れない。何とか力を貸してほしい。」などと涙ながらのお話を伺い、「ダメもとでよければやってみましょうか」と非力ながらお引き受けしました。その場から電話で予約をして、8月29日に杉山さん夫妻と3人で豊田監督署に出向き申請手続きをしました。

亡くなられた杉山貴紀さんは、薬剤師の国家試験に合格した後、2000年4月名古屋に本社を置くスギヤマ薬品（ドラッグスギヤマ）に就職しました。新入社員教育後、5月に豊田市の永覚店に配属されました。店長以下社員はわずか3名、パートとアルバイトが17名、合計20名で、朝10時から夜9時までローテーションを組んで勤務していました。年中無休（元旦休み）、しかも薬剤師は彼1人、1週間で運動靴（品質の良いバスケットシューズ）一足をはきつぶしてしまうほどの過重な労働が始まりました。その結果、翌年2001年6月、やせ衰えた姿で突然死しているところを発見されました。

会社は私の問いただしに対し、「死亡された原因はすでに申し上げたとおり何ら当社業務との因果関係はございません」（代理人・鮎沢弁護士）という素っ気ない回答をよこしました。

「厚生労働省の立ち入り検査の2001年度報告では、薬局で2%程度、ドラッグストアのような量販店の約20%で薬剤師がいなかった」（朝日2003年8月23日社説）と報じています。罰則規定の厳しい労働安全衛生法を意に介せず、青年の命を奪った後もまったく反省のないトップの姿勢は許すことができない思いです。

認定後の説明によると、担当監督官（労災補償課課長）は、「会社は全面否定をされていて証拠がありませんが（私は）御両親のほうに真実があると思いました。清水の舞台から飛び降りる気持ちで認定しました。」と素直に胸のうちを語ってくれました。

これまでの取り組みで私の印象に残っていることは、

- ①遺族のご両親があきらめずに労災申請を行ったこと。
- ②両親が証拠集めに全力で取り組み、同僚（パートさん）を尋ねて数多くの証言を集めたこと。
- ③中谷弁護士が、被災者の死亡前1ヶ月間の労働時間が303時間を超えることを明らかにした意見書を提出したこと。又、水野弁護士が労働者の証言テープをおこし、証拠として提出するなどトヨタ自動車の労災闘争の経験を生かした最終段階のきめ細かな詰めを行ったこと。
- ④誤嚥死亡説に傾いていた監督署の考えを覆す杉浦医師の意見書を提出できたこと。

などをあげることができます。

また、担当課長の労災認定の説明を要約すると以下のようです。

- ①会社は最後まで認めなかったが、被災直前1ヶ月の残業時間はパート労働者の証言を採用した。少なく見積もっても残業時間は103時間以上である。
- ②死因については、私も24歳の青年が気道閉塞で声も立てずに死んでいくのはおかしいと思った。杉浦医師の意見書が出たので改めて5人の局医による合議を持った。消去法で消していった結果不整脈（心室細動）による心停止

と断定した。その後、監督官は「長時間労働が死亡の原因です」と付け加えてくれました。

私は今回の経験を通じて、遺族の不断の努力とともに、真実を解明する医師の意見書の重要性を学びました。今後健康センターの相談活動にこの経験が生かせたらと思っています。

過労死と労災認定

スギヤマ薬品の薬剤師

豊田芳基署

全国で102店のドラ

ッグストアや調剤薬局を

展開するスギヤマ薬品

(本社・名古屋市)の薬

剤師、杉山貴紀さん(当

時24歳)が01年6月に死

亡し、遺族が申請した労

災認定について、豊田芳

基署は18日、過労死と認

め、遺族補償一時金など

計約1677万円の支払

いを決定した。遺族の代

理人によると、同署は死

亡までの1カ月間で10

0時間超の残業・休日出

勤があったと認めたとい

う。遺族は同社に損害賠

償請求するという。

杉山さんは00年4月に

入社、豊田市の永寛店に

配属された。01年6月7

日朝、死亡した。気道に

前日食べた肉が残ってお

り、医師はのどに異物を

詰まらせ窒息死したと診

断。一方、遺族が依頼し

た別の医師は「突然死を

きたす疾患で意識不明と

なり、おう吐した可能性

が高い」と鑑定した。

薬事法は薬局への薬剤

師の常駐を定めている

が、元日以外に定休日が

ない同店で、薬剤師は杉

山さんだけだった。同署

は「103時間の残業が

認められ、死因は心室細

動(不整脈)による心停

止と告げたという。

杉山貴之・スギヤマ薬

品社長の話「ご冥福を心

からお祈り申し上げます。

亡くなった事実を真摯

(しんし)に受け止め、

ご遺族に誠意をもって対

応する。【荒川基従】

労災認定を報じる記事(毎日新聞10月19日付朝刊)

お知らせ

杉山労災の詳細及び決定的となった専門医の意見書については、センター発刊の年会誌「いのちと健康・愛知2004」に掲載してあります。是非お買い求めください。

頒 価：一冊1,000円(送料別)

申込み：愛知健康センターへ

ゆたか福祉会追い込まれる！ 泰中事件地労委決定で

賃金・一時金の支払いが棄却する不当決定

ゆたか労組を脱退して愛労連ローカルユニオンに加入した泰中さんに対して2002年9月23日職員会議で4時間余にわたって管理職・ゆたか労組役員を中心に全職員がつるしあげを行った事件である。

このため、泰中さんは重い精神疾患に罹り、事件から2年を経た現在も休職を余儀なくされている。

2003年12月、豊橋労働基準監督署に労災申請をしていたが、この8月25日に労災が認められた。監督署の説明によれば、業務として行われた2002年9月23日の職員会議で行われたつるし上げは、「生死に関わる事故への遭遇など心理的負荷が極度に大きいもの」に該当し、労働災害と認定するというものであった。

9月27日、地労委は泰中事件について不十分ながら「救済命令」を出しました。地労委は次の4点を認めています。

- ①鈴木副理事長と鈴木専務理事がローカルユニオンがゆたかの綱領を否定するとか綱領への裏切りであると述べていたこと。
- ②前田常務理事が施設長らに対してローカルユニオンへの対抗措置をとることを求める趣旨の発言をしたこと。
- ③大浦所長・山田副所長が泰中を非難するように求めたことはローカルユニオンに対する不利益扱いであるとともに支配介入にあたること。
- ④この日の後、泰中さんがうつ病を再発し今日まで休業していること。

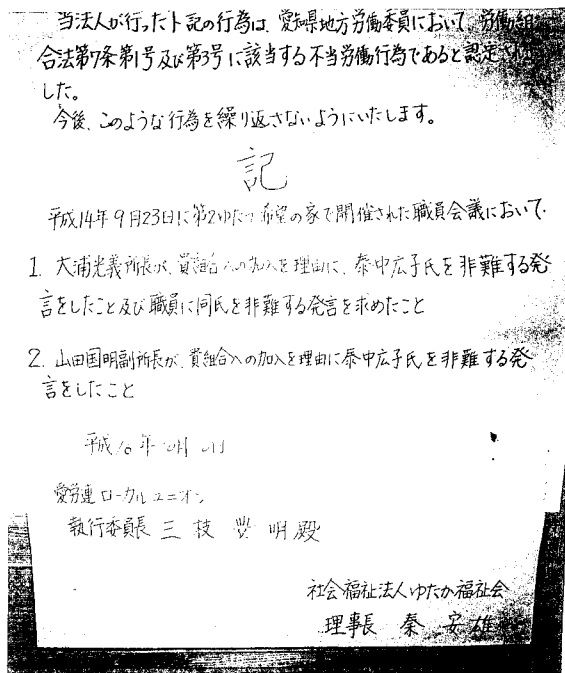
そして判決文主文の要旨は、以下の三点です。

- ①ローカルユニオン組合員に対する非難を禁止する。
- ②管理職が不当労働行為をしたことを組合本部と泰中さんの職場に掲示する。
- ③賃金・一時金の支払い請求は「棄却」。

ゆたか福祉会とゆたか労組が不当労働行為をしたことは認めたが、謝罪は免除し、賃金・一時金の支払いも免除する不当決定です。

ローカルユニオンは10月15日に再審査申し立ての手続きを取りました。

写真は泰中さんの職場の人通りの少ない廊下に張り出された掲示です。ゆたか福祉会とゆたか労組は、又一つ追いつめられました。



掲示された意見表明文書

メンタルヘルス

名古屋市の取り組み

市民生活を支え働く、職員の健康が蝕まれています。このほどまとまった名古屋市の「メンタルヘルス検討会(行政と労働組合共同で構成)中間報告」からその現状と対策を見ていきます。

増加する心の病

報告では、心の病で休職する職員が毎年増え続けていることが明らかにになっています。

名古屋市人事委員会もこの事態を重く見て「職員の健康管理、組織の活力維持からも重要な課題であり、研修による啓発活動、相談体制の整備、円滑な職場復帰のための支援策など…具体化を図る必要がある」としています。

01年度,02年度,03年度			
現職死亡	33	40	42
うち自殺	8	8	13
心の病休職	92人	95人	108人

全国的に増え続ける自殺や精神疾患の増加に対し、厚生労働省は「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」、人事院は「職員の健康づくりの指針」を明らかにし、事業者が健康づくりの体制を確立することを求めています。

福祉施策の後退と長時間労働

増加する心の病の原因について、長時間労働を余儀なくされる職場や福祉施設などの課題を抱えた職場などがあげられています。

業務と学校で学んできたことの違いに戸惑うケースや職場の人間関係などさまざまな要因もあります。また、人員削減が続く中で、病人が出て仕事が回らないと悲鳴があがる一方で、代替え職員の確保がなく療養に専念することが困難な事態もあります。

常設の相談室を設置

中間報告では以下の内容を実施すべき事項としてまとめています。

- ・セルフケアやラインによるケアなどの研修を充実させる。
- ・常勤の保健師を配置した相談室を設置する。
- ・身近な相談員(メンタルフレンド)の養成を行う。
- ・人員の多い局に専任の保健師を配置する。
- ・療養後の職場復帰にあたって、
 - ①病気の起因が職場にある場合
産業医の勧告により異動
 - ②休職中の試し出勤
 - ③短時間勤務からの復帰などがあげられています。

東京都の職場復帰支援策

「研究会」では心の病により休職した人が職場復帰するにあたっての支援策が論議になりました。

長い期間心の病で休んでいた人が、復帰したその日から1日の勤

務、10 の仕事をこなすことは、気の性格からも不可能です。

出勤することも仕事をこなすことも徐々に慣らしていくことが大切です。

事務局の調査資料によると、東京都では平成7年から「勤務の軽減措置」として、公務(通勤)災害が治癒して復帰する場合及び心身の故障のための休職が終了して職場に復帰する場合に適用されます。

指定期間の医師が認めた場合、勤務につくことになった日から引き続き3ヶ月以内で1日4時間以内の必要な時間を軽減することに

しています。(勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除について一総務局長通知)

また、平成11年に「職場復帰訓練実施要綱」が定められています。

要綱では精神疾患により休職中の職員の円滑な職場復帰の実現を図るため、主治医の診断により総務局長が認めたものは、休職中に3ヶ月以内の期間で職場復帰訓練を行うことができるとしています。

平成15年度は「勤務の軽減措置」は26人、「職場復帰訓練」は25人が適用されています。

あい菜の花ネットワーク

3,000 坪に落穂をまきました。

豊岡市香掛切山台

山を農地とした、切山台では20名の地主の賛同を得て、約3,000坪の畑で「菜の花」運動を始めました。10月16日、青空のもと、あい菜の花ネットワークに参加する「あいそ農業塾」の皆さんや地元保育園児等55名が様まきに參加しました。

菜種を植え、てんぷら油につがい、廃油をディーゼル車の燃料を作る、循環社会を目指します。

春には菜の花の中で、楽しい祭りを予定しています。



あい菜の花プロジェクトの皆さん

メンタルヘルス110番

「10月10日、メンタルヘルス110番を開催します」のチラシを、近くのJR金山駅前で、約300枚配布した。マスコミ各社にはFAXで送付。

相談員には、北メンタルクリニックの専門家お二人と事務局員3名が担当。

午前中は相談電話なし。もっぱら、専門家Yさんから、メンタルヘルスの背景や、最新情報の興味深いお話を伺う。

午後、一本目の電話は、母子寮勤務の50代女性。応答はNさん。利用者と施設長の板挟みにより夜も眠れない。誰かに話さないと神経がもたない。サービス残業も日常化しており、人手不足解消のため人がほしいとのこと。うなずきなが

ら聴くNさん。問題点を整理し再相談したら、という結論で約40分を費やした。

二本目の電話は、50代保育士の女性。「勤め先の保育所が閉鎖されようとしている。自分は交通事故の影響で脚を痛め体力も自信がない。職場に労働組合はあるが、距離を置いてきた。どうしたらよいかわからない。」という相談。身体の方は専門医に相談ししっかり治すこと。労働組合と率直に話し、組合に入って問題に立ち向かう方法を示唆した。この事案も相談時間は約40分に上った。メンタルヘルスの実状は深刻であることを痛感した。

お知らせ

第1回労働安全衛生基礎講座を開催

初めての試みとして、愛労連の全面的な協力の下、労働安全の基礎講座を開きます。職場の労安担当者の方は、ふるってご参加ください。

<第1回>

日時：12月 9日(木) 18:30

講師：宮崎 脩一氏（健康センター事務局長）

「労安法の成立経過とその背景・骨格について」

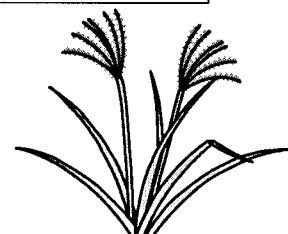
<第2回>

日時：1月20日(日) 18:30

講師：今枝 正昭氏（健康センター事務局員）

「事務所設置基準について」

場所は、いずれも愛労連会議室(労働会館東館3階)です。



会員拡大のお願いと報告

8月28日の総会以後、12名の個人会員の拡大がありました。そのうち6名は愛高教からの申込でした。愛高教は組合独自で、健康センターへの加盟を訴えるビラを組合員に配布してくれました。そのことが反映しています。

会員拡大の目標は150名、残り68名です。この機会にあなたも、そしてあなたの友人にも是非会員になることをお勧め下さい。

全国センターは年4回、いのちと健康に関わる季刊誌を発行しています。頒価は、一冊1000円で年間4000円です。全国センターの財政支援にもなる季刊誌です。14期の理事各位にはこの読者になっていただくように、お願いしています。

この秋の内容は教職員の健康問題特集です。是非、一冊、手もとに置いて、労安活動に活かして下さい。

年会費4,000円、6回の機関誌と年会誌1冊、12回の全国センターニュースをお届けします。

申込は・・・
愛知健康センターへ



『働くもののいのちと健康』No.21 2004年10月

CONTENTS

巻頭言

1

随想 わが心・わが思い

- ・いつも大声で元気のいい人が
- ・ご両親の熱意、徹底して労基署交渉

鈴木和子 2
青島広行 4

特集 教職員のいのちと健康

- ・教職員のいのちと健康と教職員組合の役割
- ・教職員の労働安全衛生Q&A
- ・教員の過労死・過労自殺問題の争点
- ・教員の働き方と健康障害、その改善の方向
- ・先生、しんどそうだけど大丈夫?
- ・教職員の労安活動にとりくんできて
- ・荻野過労死事件の大阪高裁判決について

杉浦洋一 6
共同執筆 10
伊藤誠一 27
中迫 勝 32
中野宏之 36
三栄国康 40
杉山潔志 44

連載

- ・労働衛生基礎講座 1 労働者の健康を規定する要因
- ・働くものの病気と予防 1 高血圧の合併症を予防するために

福地保馬 45
内山集二 49

たたかいの記録 いのちと健康を守る運動と私

山田信也 53

シリーズ 働く人は、いま ⑫静岡県篇

橋本正紘 59

本の紹介

- ・トンネルじん肺根絶の闘い
- ・鈴木過労死裁判逆転勝利判決報告集

柴田和啓 62
下岡正忠 63

「働くもののいのちと健康」2004年秋季号目次

全国過労死
を
考える家族の会

今年の統一行動は 11月22日(月)に決定

ー今年も基金本部交渉が実現しますー

この秋、11月22日に東京で全国過労死家族の会が開かれます。そして翌日、全労連会館（お茶の水）で過労死・過労自殺研究集会が開かれます。これは今年9月末で行われた過労死・過労自殺の実態調査にもとづいて、過労死問題を全国に共通する話題にして、過労死・過労自殺のない社会にするために、関係省庁への働きかけを検討する会になります。是非、関心ある方はご参加下さい。

9月4日、全国過労死家族の会は、全国の世話人会を開きました。検討の結果、今年も公務員災害補償基金本部にも交渉したいとの強い希望があり、基金本部交渉が実現します。

例年のように、当日、東京弁護士会館にて全体の打ち合わせ後、二手に分かれて同時進行で交渉を実施します。

2004年11月22日（月）全体の日程

- ① 9:30 東京弁護士会館にて集合 打ち合わせ
- ② 10:30 厚労省および、公務員災害補償基金本部交渉
- ③ 12:00 厚生労働省前での宣伝行動 ビラ配布
- ④ 13:00 「平和と労働センター・全労連会館」へ 移動、および昼食
- ⑤ 14:30 全国家族の会 総会（同場所）

活動報告 会計報告 世話人承認 交流

- ⑥ 17:00 休憩・食事
- ⑦ 18:30 過労死を考える集い
- ⑧ 21:00 終了
- ⑨ 21:00 懇親会

今年も、昨年同様に総会も集いも全労連会館ホールです。

- ④-1 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館大ホール
- ⑥-1 総会終了後、集いまでの間に夕食をとりますが、お弁当とお茶を実行委員会で用意してもらいます。自己負担ではありますが（700～800円）時間を少しでも、交流に当てましょう。世話人の方はお手数ですが事前の取りまとめをお願いします。

- ⑧-1 今年は例年と違って、総会の翌日（23日）に過労死・過労自殺研究集会が開催されます。懇親会への参加は各自、研究集会とのかねあいで、参加を決めてください。

過労死、過労自殺研究集会への参加要請

<集会の目的>

過労死、過労自殺事例調査、職場の過労死不安と予防対策の調査を受けてその2つの調査結果の報告と関連する過労死・過労自殺の研究と到達点や課題の講演・調査のまとめの報告と討論を通して、過労死・過労自殺を職場で予防し、健康を守りながら働ける職場づくりをめざす職場予防活動をめざす研究集会とします。

<集会の日程・場所>

11月23日(火) 祝日 10:00~16時 (途中休憩)
全労連会館 2F ホール

<集会の内容> (2つのセッションと総合討論)

開会のあいさつ

I 過労死(脳、心臓疾患) 10:00~12:00

講演 : 過労死の医学的解明と認定基準問題(労働問題研究者)

指定発言 : 過労死事例調査報告
過労死新認定基準と改正提案(弁護士)

討論

II 精神障害等・過労自殺 13:00~15:00

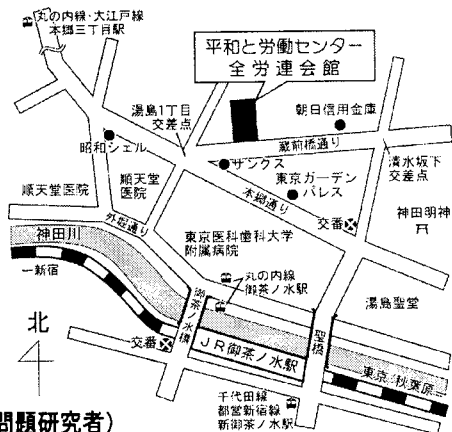
講演 : 精神障害発症のメカニズムと認定基準問題(精神科医師)

指定発言 : 精神障害等・過労自殺事例報告
精神障害等・過労自殺労災認定基準改正提案(弁護士)

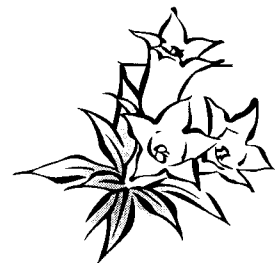
討論

III 総合討論 15:00~16:00

指定発言 : 職場予防調査報告
指定発言 : 職場予防調査と予防の取り組み(労働組合)
討論 : 座長のまとめ



◇ J R 御茶ノ水駅から徒歩8分
◇ 地下鉄御茶ノ水駅から徒歩7分
◇ 地下鉄本郷三丁目駅から徒歩12分



申し込み *申し込みは Fax もしくはメールにてお願いします

(フリガナ) 参加者氏名	()	所属 組織	
連絡先	TEL ()	FAX ()	

実行委員会 働くもののいのちと健康を守る全国センター、全国労働組合総連合、全日本民主医療機関連合会、全国過労死を考える家族の会、東京地評、東京センター 協賛：過労死弁護士

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター・全労連会館 6 階(事務局：全国センター)

Tel 03-5842-5601 Fax 03-5842-5602 info@inoken.gr.jp

お詫びと訂正

「いのちと健康」2004年9月号(第140号)本文6ページ5行目に不適切な文章がありました。本文中の「全検数労組」を削除してください。正しくは、「全港湾名古屋支部および全検数分会役員の個人的協力」を得て、山下健二氏の労働実態を精査しているのが現状です。

お詫びして訂正いたします。

2004年会誌、好評発売中

愛知健康センターの一年間の活動を集大成した2004年会誌「いのちと健康愛知」が完成し、好評販売中です。

主な記事は、職場からの報告、裁判・労災認定などの闘い、健康学校の講義内容、さらにエッセイ、資料と120ページにまとめました。とりわけ、労安活動の実践、腰痛対策、メンタルヘルスなどは、日常的に役立つ内容です。あなたの職場に是非一冊お買い求め下さい。(ご注文は、健康センターまで)

頒価 ￥1,000 (送料別)

当面の日程

月 日	事 案	時間・場所など
11月1日(月)	第5回事務局会議	10:00 事務所
3日(祝)	「9条を守ろう県民のつどい」	13:00 名古屋市公会堂
6日(土)	民医連学習会	14:00 労働会館本館2階
10日(水)	健康学校A講座 講師：城助教授	18:30 労働会館本館2階
15日(月)	第6回事務局会議	10:00 事務所
17日(水)	健康学校B講座 講師：佐々木氏	18:30 労働会館本館2階
19日(金)	藤田裁判証人尋問	10:00 名古屋地裁
22日(月)	過労死家族の会全国集会	14:30 全労連会館(東京)
23日(祝)	過労死・過労自殺研究集会	10:00 全労連会館(東京)
24日(水)	第4回常任理事会	9:00~12:00 東京
25日(木)	健康学校C講座 講師：田淵医師	18:30 労働会館本館2階
29日(月)	第7回事務局会議	10:00 事務所
12月1日(水)	健康学校D講座 講師：岩井弁護士	18:30 労働会館本館2階
9日(木)	第1回労安基礎講座	18:30 愛労連会議室
10日(金)	第3回全国センター理事会	13:30 全労連会館(東京)
11日(土)	全国センター総会	11:00 全労連会館(東京)
13日(月)	第8回事務局会議	10:00 事務所
	金丸事務局会議と忘年会	18:30 事務所
15日(水)	愛労連労安担当者会議	18:00 愛労連会議室